

計量法第135条第1項に規定する指定校正機関の指定

| 特定標準器による校正等の業務の範囲 | 指定校正機関の名称及び住所 | 特定標準器による校正等を行う事業所の名称及び所在地 |
|--|--|-------------------------------|
| 平成27年4月1日公示分 | | |
| 原子時計又は周波数標準器であって、出力される周波数が5メガヘルツ又は10メガヘルツのもの | 国立研究開発法人情報通信研究機構 東京都小金井市貫井北町四丁目二番一号 | 電磁波研究所 東京都小金井市貫井北町四丁目二番一号 |
| 熱量標準安息香酸 | 一般財団法人日本品質保証機構 東京都千代田区神田須田町一丁目二十五番地 | 計量計測センター 東京都八王子市南大沢四丁目四番地四 |
| メタン標準ガスのうち空気希釈のものであって、濃度が1体積百万分率以上50体積百万分率以下のもの | 一般財団法人化学物質評価研究機構 東京都文京区後楽一丁目四番二十五号 | 東京事業所 埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野千六百番地 |
| プロパン標準ガスのうち空気希釈のものであって、濃度が3.5体積百万分率以上500体積百万分率以下のもの又は窒素希釈のものであって、濃度が150体積百万分率以上1.5体積百分率以下のもの | | |
| 一酸化炭素標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が3体積百万分率以上15体積百分率以下のもの | | |
| 二酸化炭素標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が3体積百万分率以上16体積百分率以下のもの | | |
| 一酸化窒素標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が0.05体積百万分率以上5体積百分率以下のもの | | |
| 二酸化窒素標準ガスのうち空気希釈のものであって、濃度が5体積百万分率以上50体積百万分率以下のもの | | |
| 酸素標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が1体積百分率以上25体積百分率以下及び濃度が98体積百分率以上100体積百分率以下のもの | | |
| 二酸化硫黄標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が0.1体積百万分率以上1体積百分率以下のもの及び | | |

空気希釈のものであって、濃度が0.05体積百万分率以上0.1体積百万分率以下のもの

アンモニア標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が20体積百万分率以上100体積百万分率以下のもの

ジクロロメタン標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が0.1体積百万分率以上1体積百万分率以下のもの

クロロホルム標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が0.1体積百万分率以上1体積百万分率以下のもの

トリクロロエチレン標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が0.1体積百万分率以上1体積百万分率以下のもの

テトラクロロエチレン標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が0.1体積百万分率以上1体積百万分率以下のもの

1, 2-ジクロロエタン標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が0.1体積百万分率以上1体積百万分率以下のもの

ベンゼン標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が0.1体積百万分率以上1体積百万分率以下のもの

1, 3-ブタジエン標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が0.1体積百万分率以上1体積百万分率以下のもの

アクリロニトリル標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が0.1体積百万分率以上1体積百万分率以下のもの

塩化ビニル標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が0.1体積百万分率以上1体積百万分率以下のもの

オキシレン標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が0.1体積百万分率以上1体積百万分率以下のもの

m-キシレン標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が0.1体積百万分率以上1体積百万分率以下のもの

トルエン標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が0.1体積百万分率以上1体積百万分率以下のもの

エチルベンゼン標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が0.1体積百万分率以上1体積百万分率以下のもの

空気の零位調整標準ガス又は窒素の零位調整標準ガスであって、メタン濃度が0.1体積百万分率以下、一酸化炭素濃度が0.1体積百万分率以下、二酸化炭素濃度が0.1体積百万分率以下、窒素酸化物濃度が0.005体積百万分率以下及び二酸化硫黄濃度が0.005体積百万分率以下のもの

窒素の零位調整標準ガスであって、ベンゼン濃度が0.05体積十億分率以下、トリクロロエチレン濃度が0.01体積十億分率以下、テトラクロロエチレン濃度が0.01体積十億分率以下、クロロホルム濃度が0.01体積十億分率以下、ジクロロメタン濃度が0.01体積十億分率以下、1,2-ジクロロエタン濃度が0.01体積十億分率以下、1,3-ブタジエン濃度が0.01体積十億分率以下、アクリロニトリル濃度が0.01体積十億分率以下、塩化ビニル濃度が0.01体積十億分率以下、トルエン濃度が0.01体積十億分率以下、エチルベンゼン濃度が0.01体積十億分率以下、*o*-キシレン濃度が0.01体積十億分率以下及び*m*-キシレン濃度が0.01体積十億分率以下のもの

窒素の零位調整標準ガスであって、一酸化窒素濃度が0.1体積十億分率以下のもの

空気の零位調整標準ガスであって、二酸化硫黄濃度が0.2体積十億分率以下のもの

エタノール標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が100体積百万分率以上500体積百万分率以下のもの及び空気希釈のものであって、濃度が100体積百万分率以上500体積百万分率以下のもの

揮発性有機化合物9種混合標準ガスのうち窒素希釈のものであって、ジクロロメタン、クロロホルム、塩化ビニル、1,2-ジクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、アクリロニトリル、1,3-ブタジエン及びベンゼンの各濃度が同一、かつ、0.1体積百万分率以上1体積百万分率以下のもの

ベンゼン等5種混合標準ガスのうち窒素希釈のものであって、ベンゼン、トルエン、*o*-キシレン、*m*-キシレン及びエチルベンゼンの各濃度が同一、かつ、0.1体積百万分率以上1体積百万分率以下のもの

しゅう酸塩ピーエッチ標準液、フタル酸塩ピーエッチ標準液、中性りん酸塩ピーエッチ標準液、りん酸塩ピーエッチ標準液、ほう酸塩ピーエッチ標準液又は炭酸塩ピーエッチ標準液

アルミニウム標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの

ひ素標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの

ビスマス標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの

カルシウム標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの

| |
|--|
| カドミウム標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの |
| コバルト標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの |
| クロム標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの |
| 銅標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの |
| 鉄標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの |
| 水銀標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの |
| カリウム標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの |
| マグネシウム標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの |
| マンガン標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの |
| ナトリウム標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの |
| ニッケル標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの |
| 鉛標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの |
| アンチモン標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの |
| 亜鉛標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの |

| |
|---|
| バリウム標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの |
| リチウム標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの |
| モリブデン標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの |
| セレン標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの |
| すず標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの |
| ストロンチウム標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの |
| タリウム標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの |
| ルビジウム標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの |
| 塩化物イオン標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの |
| ふっ化物イオン標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの |
| 亜硝酸イオン標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの |
| 硝酸イオン標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの |
| りん酸イオン標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの |
| 硫酸イオン標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの |
| アンモニウムイオン標準液であって、濃度が1ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの |
| シアン化物イオン標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの |
| 臭化物イオン標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの |

ジクロロメタン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの

クロホルム標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの

四塩化炭素標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの

トリクロロエチレン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの

テトラクロロエチレン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの

1, 2-ジクロロエタン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの

1, 1-ジクロロエチレン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの

c i s-1, 2-ジクロロエチレン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの

1, 1, 1-トリクロロエタン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの

1, 1, 2-トリクロロエタン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの

t r a n s-1, 3-ジクロロプロペン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの

c i s-1, 3-ジクロロプロペン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの

ベンゼン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの

トルエン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの

o-キシレン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの

m-キシレン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの

p-キシレン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの

トリプロモメタン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの

ブロモジクロロメタン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの

ジブロモクロロメタン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの

trans-1, 2-ジクロロエチレン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの

1, 2-ジクロロプロパン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの

1, 4-ジクロロベンゼン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットル以上1グラム毎リットル以下のもの

フタル酸ジエチル標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が1グラム毎リットルのもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が1グラム毎リットルのもの

フタル酸ジ-*n*-ブチル標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が

1 グラム毎リットルのもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が1 グラム毎リットルのもの

フタル酸ジ-2-エチルヘキシル標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が1 グラム毎リットルのもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が1 グラム毎リットルのもの

フタル酸ブチルベンジル標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が1 グラム毎リットルのもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が1 グラム毎リットルのもの

4-*t*-オクチルフェノール標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が1 グラム毎リットルのもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が1 グラム毎リットルのもの

4-*t*-ブチルフェノール標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が1 グラム毎リットルのもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が1 グラム毎リットルのもの

4-*n*-ヘプチルフェノール標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が1 グラム毎リットルのもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が1 グラム毎リットルのもの

ビスフェノールA 標準液のうちメタノール希釈のものであって、濃度が1 グラム毎リットルのもの

4-*n*-ノニルフェノール標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が1 グラム毎リットルのもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が1 グラム毎リットルのもの

2, 4-ジクロロフェノール標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が1 グラム毎リットルのもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が1 グラム毎リットルのもの

揮発性有機化合物23種混合標準液のうちメタノール希釈のものであって、ジクロロメタン、ジブロモクロロメタン、四塩化炭素、クロロホルム、トリブロモメタン、ブロモジクロロメタン、1, 2-ジクロロエタン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、*cis*-1, 2-ジクロロエチレン、*trans*-1, 2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1, 2-ジクロロプロパン、*cis*-1, 3-ジクロロプロペン、*trans*-1, 3-ジクロロプロペン、1, 4-ジクロロベンゼン、*o*-キシレン、*m*-キシレン、*p*-キシレン、ベンゼン及びトルエンの各濃度が1グラム毎リットルのもの

アルキルフェノール類等6種混合標準液のうちメタノール希釈のものであって、2, 4-ジクロロフェノール、4-*t*-ブチルフェノール、4-*n*-ヘプチルフェノール、4-*t*-オクチルフェノール、4-*n*-ノニルフェノール及びビスフェノールAの各濃度が100ミリグラム毎リットルのもの

アルキルフェノール類等5種混合標準液のうちヘキサン希釈のものであって、2, 4-ジクロロフェノール、4-*t*-ブチルフェノール、4-*n*-ヘプチルフェノール、4-*t*-オクチルフェノール及び4-*n*-ノニルフェノールの各濃度が100ミリグラム毎リットルのもの

フタル酸エステル類8種混合標準液のうちヘキサン希釈のものであって、フタル酸ジエチル、フタル酸ジ-*n*-プロピル、フタル酸ジ-*n*-ブチル、フタル酸ジ-*n*-ペンチル、フタル酸ジ-*n*-ヘキシル、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル、フタル酸ジシクロヘキ

| | | |
|--|---|-------------------------------------|
| <p>シル及びフタル酸ブチルベンジルの各濃度が100ミリグラム毎リットルのもの</p> | | |
| <p>フタル酸ジ-<i>n</i>-プロピル標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットルのもの</p> | | |
| <p>フタル酸ジ-<i>n</i>-ペンチル標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットルのもの</p> | | |
| <p>フタル酸ジ-<i>n</i>-ヘキシル標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットルのもの</p> | | |
| <p>フタル酸ジシクロヘキシル標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットルのもの</p> | | |
| <p>平成20年5月15日公示分</p> | | |
| <p>揮発性有機化合物12種混合標準ガスのうち窒素希釈のものであって、1, 1-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、<i>cis</i>-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、四塩化炭素、ベンゼン、1, 2-ジクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、<i>cis</i>-1, 3-ジクロロプロペン及び<i>trans</i>-1, 3-ジクロロプロペンの各濃度が1体積百万分率のもの</p> | <p>一般財団法人化学物質評価研究機構 東京都文京区後楽一丁目四番二十五号</p> | <p>東京事業所 埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野千六百番地</p> |
| <p>揮発性有機化合物7種混合標準ガスのうち窒素希釈のものであって、アセトアルデヒド、トルエン、エチルベンゼン、スチレン、<i>o</i>-キシレン、<i>m</i>-キシレン及び<i>p</i>-キシレンの各濃度が1体積百万分率のもの</p> | | |
| <p>アセトアルデヒド標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が1体積百万分率のもの</p> | | |
| <p>ほう素標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの</p> | | |
| <p>金属15種混合標準液であって、アルミニウム、ほう素、カルシウム、カドミウム、コバルト、クロム、銅、鉄、</p> | | |

| | | |
|---|---|--|
| <p>カリウム、マグネシウム、マンガン、ナトリウム、ニッケル、鉛及び亜鉛の各濃度が10ミリグラム毎リットル以上100ミリグラム毎リットル以下のもの</p> | | |
| <p>陰イオン7種混合標準液であって、ふっ化物イオン濃度が5ミリグラム毎リットル以上20ミリグラム毎リットル以下、塩化物イオン濃度が10ミリグラム毎リットル以上20ミリグラム毎リットル以下、亜硝酸イオン濃度が15ミリグラム毎リットル以上100ミリグラム毎リットル以下、臭化物イオン濃度が10ミリグラム毎リットル以上100ミリグラム毎リットル以下、硝酸イオン濃度が30ミリグラム毎リットル以上100ミリグラム毎リットル以下、りん酸イオン濃度が30ミリグラム毎リットル以上200ミリグラム毎リットル以下及び硫酸イオン濃度が40ミリグラム毎リットル以上100ミリグラム毎リットル以下のもの</p> | | |
| <p>ホルムアルデヒド標準液のうちメタノール希釈のものであって、濃度が1グラム毎リットルのもの</p> | | |
| <p>平成21年7月16日公示分</p> | | |
| <p>セシウム標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの</p> | <p>一般財団法人化学物質評価研究機構</p> | <p>東京事業所 埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野</p> |
| <p>ガリウム標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの</p> | <p>東京都文京区後楽一丁目四番二十五号</p> | <p>千六百番地</p> |
| <p>インジウム標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの</p> | | |
| <p>テルル標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの</p> | | |
| <p>バナジウム標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの</p> | | |
| <p>平成27年11月2日公示分</p> | | |
| <p>エタノール標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が20体積百万分率以上100体積百万分率未満のもの及び空気希釈のものであって、濃度が</p> | <p>一般財団法人化学物質評価研究機構 東京都文京区後楽一丁目四番二十五号</p> | <p>東京事業所 埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野 千六百番地</p> |

| | | |
|--|---------------------------------------|-----------------------------|
| 20体積百分率以上100体積百分率未満のもの | | |
| 臭素酸イオン標準液であって、濃度が2グラム毎リットルのもの | | |
| 塩素酸イオン標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの | | |
| 揮発性有機化合物25種混合標準液のうちメタノール希釈のものであって、ジクロロメタン、ジブロモクロロメタン、四塩化炭素、クロロホルム、トリブロモメタン、ブロモジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、 <i>cis</i> -1,2-ジクロロエチレン、 <i>trans</i> -1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、 <i>cis</i> -1,3-ジクロロプロペン、 <i>trans</i> -1,3-ジクロロプロペン、1,4-ジクロロベンゼン、 <i>o</i> -キシレン、 <i>m</i> -キシレン、 <i>p</i> -キシレン、ベンゼン、トルエン、1,4-ジオキサン及び t -ブチルメチルエーテルの各濃度が1グラム毎リットルのもの | | |
| 平成29年2月6日公示分 | | |
| 全有機体炭素標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの | 一般財団法人化学物質評価研究機構 東京都文京区後楽一丁目四番二十五号 | 東京事業所 埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野千六百番地 |
| 平成30年7月6日公示分 | | |
| フェノール類6種混合標準液のうちアセトン希釈のものであって、フェノール、2-クロロフェノール、4-クロロフェノール、2,4-ジクロロフェノール、2,6-ジクロロフェノール及び2,4,6-トリクロロフェノールの各濃度が1グラム毎リットルのもの | 一般財団法人化学物質評価研究機構 東京都文京区後楽一丁目四番二十五号 | 東京事業所 埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野千六百番地 |
| かび臭物質2種混合標準液のうちメタノール希釈のものであって、ジェオス | | |

| | | |
|---|---|-------------------------------------|
| <p>ミン及び2-メチルイソボルネオールの各濃度が100ミリグラム毎リットルのもの</p> | | |
| <p>ハロ酢酸4種混合標準液のうちt-ブチルメチルエーテル希釈のものであって、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸及びブromo酢酸の各濃度が1グラム毎リットルのもの</p> | | |
| <p>銀標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの</p> | | |
| <p>亜塩素酸イオン標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの</p> | | |
| <p>令和2年6月15日公示分</p> | | |
| <p>ヘプタオキシエチレンドデシルエーテル標準液のうちメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットルのもの</p> | <p>一般財団法人化学物質評価研究機構 東京都文京区後楽一丁目四番二十五号</p> | <p>東京事業所 埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野千六百番地</p> |